



鳥取県公報

平成 31 年 3 月 22 日 (金)
第 9088 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立障害者体育センターの利用料金 (122) (障がい福祉課) 2
	県統計調査の実施 (123) (循環型社会推進課) 3
	ブルセラ病検査等の実施 (124) (畜産課) 3
	保安林の指定の解除予定 (125) (森林づくり推進課) 5
	森林病虫害の駆除命令 (126) (東部農林事務所) 5
	土砂災害警戒区域の指定の変更 (127) (治山砂防課) 6
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (128) (〃) 6
	土地改良区の役員の就退任 (129) (中部総合事務所農林局) 7
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (130) (西部総合事務所福祉保健局) 7
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (131) (〃) 7
◇ 選管告示	鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示の開始の日 (16) 8
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持ち出し等の禁止に関する指示 (1) 8

告 示

鳥取県告示第122号

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第1号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年鳥取県告示第221号（鳥取県立障害者体育センターの利用料金について）は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

区 分		単 位	金 額
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	全面1時間につき 700円
			2分の1面1時間につき 300円
			3分の1面1時間につき 200円
	入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき 1,400円	
営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき 24,500円	
	入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき 35,000円	
一般利用	一般、大学生又は専門学校の学生	1人1回につき	70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(2) 照明利用料

分電系統	種 別	金額（1時間につき）
1	水銀燈	40円
2又は3	水銀燈	60円
4又は5	水銀燈	40円
8又は9	白熱燈	40円
全館点灯	水銀燈及び白熱燈	320円
2分の1点灯	水銀燈及び白熱燈	160円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(3) 用具利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具（ボール及びバスケット台）	1組1回につき	150円
バレーボール用具（支柱、ネット及びボール）	1組1回につき	200円
バドミントン用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	50円
卓球用具（ネット、卓球台及びラケット）	1組1回につき	100円
テニス用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	100円

(4) ロッカー等利用料

区 分	単 位	金 額
ロッカー	1ブロック1月につき	200円

備考

- 1 利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

2 ロッカー内に保管できない大型物品については、ロッカー室の室内に保管することとし、1月の利用料は、当該物品の占有面積をロッカー1ブロックの面積(0.18平方メートル)で除して得た数(当該数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に200円を乗じて得た額とする。この場合において、利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として算定する。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月15日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

鳥取県告示第123号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成31年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

鳥取県産業廃棄物実態調査

2 調査の目的

平成30年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内全域の事業所(農林漁業を除く。)

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 従業員数

イ 元請完成工事高・解体工事請負高(建設業)、製造品出荷額(製造業)又は病床数(医療機関)

ウ 廃棄物の種類、契約等ごとに次に掲げる事項

(ア) 自社中間処理前発生量

(イ) 委託前自社中間処理方法

(ウ) 委託中間処理方法

(エ) 委託最終処分方法

(2) その基準となる期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 報告を求める者

産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所(農林漁業を除く。)約1,500箇所

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法で行う。

なお、鳥取市、岩美郡及び八頭郡の調査対象者については、鳥取市を経由して返送させる方法とする。

7 報告を求める期間

平成31年4月1日から同年6月30日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第124号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査(伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るも

のをいう。以下同じ。)、牛ウイルス性下痢・粘膜病検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蛆病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成31年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症(牛に係るものに限る。)、牛ウイルス性下痢・粘膜病、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)、鶏マイコプラズマ病、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蛆病の発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) ブルセラ病検査

種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で、生後365日を経過したもの(平成31年4月1日以降に放牧するものを除く。)

(2) 結核病検査

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で、生後365日を経過したもの(平成31年4月1日以降に放牧するものを除く。)

イ 平成31年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、月齢が満24日を経過したもの(鳥取市(平成16年11月1日市町村合併前の気高郡気高町及び鹿野町の区域に限る。)、八頭郡八頭町、東伯郡湯梨浜町、北栄町及び琴浦町(平成16年9月1日町合併前の東伯郡赤碕町の区域に限る。)、西伯郡大山町(平成17年3月28日町合併前の西伯郡中山町の区域に限る。))及び南部町並びに日野郡江府町において飼育しているもの(平成31年4月1日以降に放牧するものを除く。)に限る。)

イ (2)に掲げる牛

ウ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成31年4月1日以降に放牧するもの

オ その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

ア 月齢又は推定月齢が満96日以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

イ その他知事が必要と認める牛の死体

(5) 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査

平成31年4月1日以降に県下全域を対象とする放牧場で放牧する牛のうち持続感染牛でないことが確認されていないもの

(6) ニューカッスル病検査

鶏

(7) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん(飼養羽数100羽以上(だちょうにあっては、10羽以上)の農場に限る。)

- (10) 腐蝕病検査
 蜜蜂
- 4 実施の期日
 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 5 検査の方法
- (1) ブルセラ病検査
 ブルセラ急速凝集反応
- (2) 結核病検査
 ツベルクリン検査皮内反応
- (3) ヨーネ病検査
 酵素免疫測定法（スクリーニング法及びエライザ法）、リアルタイムPCR法又はヨーニン検査皮内反応
- (4) 牛海綿状脳症検査
 酵素免疫測定法（エライザ法）
- (5) 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査
 酵素免疫測定法（エライザ法）
- (6) ニューカッスル病検査
 臨床検査及びHI抗体検査
- (7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査
 ひな白痢急速凝集反応
- (8) 鶏マイコプラズマ病検査
 臨床検査及び急速凝集反応
- (9) 高病原性鳥インフルエンザ検査
 臨床検査及び血清抗体検査（エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応）
- (10) 腐蝕病検査
 肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第125号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
 米子市新開三丁目1521の1
- 2 保安林として指定された目的
 潮害の防備
- 3 解除の理由
 指定理由の消滅

鳥取県告示第126号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月22日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 熊 谷 均

- 1 区域及び期間
- (1) 区域

鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成31年5月27日から同年7月19日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、東部農林事務所八頭事務所及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第127号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

鳥取市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

卯垣地区（Ⅰ-23）、八東水F地区（Ⅱ-2163）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

鳥取市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
卯垣地区（Ⅰ－23）、八束水F地区（Ⅱ－2163）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成31年3月22日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

退任した役員の氏名及び住所

理事 馬 場 克 之 倉吉市服部218

平成31年2月15日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 藤 本 しず子 倉吉市上福田334

〃 木 村 政 則 倉吉市服部794-1

平成31年3月13日就任 任期 平成34年3月18日まで

鳥取県告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団藤井外科医院	医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷1157	平成31年3月11日	平成31年3月31日	訪問看護

鳥取県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団藤井外科医院	医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷1157	平成31年3月11日	平成31年3月31日	介護予防訪問看護

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第16号

平成31年4月7日執行予定の鳥取県議会議員一般選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年鳥取県条例第32号）第1条第1項に規定する掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成31年3月29日と定めたので、同法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により告示する。

平成31年3月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出しについて次のとおり指示する。

平成31年3月22日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、他の水面（コイの養殖場を除く。）から持ち出したコイを放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合又はコイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認された場合は、この限りでない。

2 指示期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため